

第490回（臨時）福崎町議会会議録

令和2年5月27日（水）
午前9時30分開 会

1. 令和2年5月27日、第490回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	河嶋重一郎	8番	竹本繁夫
2番	松岡秀人	9番	柴田幹夫
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	山口純	11番	高井國年
5番	小林博	12番	城谷英之
6番	石野光市	13番	前川裕量
7番	木村いづみ	14番	北山孝彦

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主 査 塩見浩幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

第 4 議案第31号 福崎町町税条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第32号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第33号 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第34号 福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 質疑

第 9 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 3 1 号 福崎町町税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 3 2 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 3 3 号 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 3 4 号 福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 質疑
- 第 9 討論・採決

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 9 0 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

吹く風も、はや夏めいてまいりました。議員の皆様におかれましては、早朝からご参集賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言は、5月21日に解除されましたが、引き続き感染防止対策を行う中での本臨時会開催となります。会議中は発言時を含めてのマスクの着用をお願いします。また、換気のため傍聴席入り口のドアや一部の窓などを開けて進めさせていただきます。手指消毒液の活用、発熱やせきの症状があるなど、体調が優れないときは無理をしないなど、感染症の予防及び拡大防止に配慮して運営してまいりたいと思いますので、議員、理事者及び傍聴の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

また、ここ数日、議場音声システムが老朽化に伴い、不安定となっています。雑音の発生があるかもしれませんが、ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会に提案されます案件は、議案第 3 1 号から議案第 3 4 号までの議案 4 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議いただき、また議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本臨時会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。

定足数に達しております。

よって、第 4 9 0 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから第 4 9 0 回福崎町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長が指名いたします。

6 番、石野光市議員
1 3 番、前川裕量議員
以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されておりますと
おり、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日といたします。

日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。
5月15日の第489回福崎町議会臨時会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。
- 事 務 局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
5月18日、国民健康保険運営協議会が開催され、議長及び民生まちづくり常
任委員長が出席しました。
そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
以上です。
- 議 長 以上で議会活動報告を終わります。
次は、議案の上程及び議案説明であります。
これより、議案第31号、福崎町町税条例の一部を改正する条例についてから、
議案第34号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につい
てまでの4件について、町長の提案内容の説明を求めてまいります。
- 町 長 皆さん、おはようございます。
第490回福崎町議会臨時会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。
新緑が目まぶしく、田んぼに目を向けるともち麦が黄金色に輝いています。
自然環境は例年と変わらないのですが、私たちの生活環境は新型コロナウイルス
の影響で一変している状況にあります。
そのような中、5月21日には兵庫県に発令されていた緊急事態宣言が解除さ
れました。このことを受けて、福崎町の公共施設も準備が整った施設から開館し
ています。飲食店などのお店も営業時間の制限がなくなり、やっと平常の生活に
戻るための第一歩を踏み出し始めました。しかし、油断はできません。ここで気
を緩めると元の木阿弥になります。一方で、社会経済活動の再開も大切なこと
でありますから、本当に難しいかじ取りを求められていると感じております。
5月15日の臨時議会で可決していただきました、新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策のうち、特別定額給付金の1人10万円の支給につきましては、オ
ンラインで申請のあった方には5月21日に第1回目の振り込みを行いました。
郵便申請の方のは、明日28日に第1回目の振り込みを行います。今後も速やか
に支給できるよう事務を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。
さて、本議会に提案しています議案は4件であります。
議案第31号は、新型コロナウイルス感染症対策により収入が激減した事業者
に対する徴収猶予の特例や、固定資産税の軽減を定める町税条例の一部改正です。

議案第32号は、令和2年度の国民健康保険税の税率や最高限度額などを定める国民健康保険税条例の一部改正です。

議案第33号は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして労務に服することができなくなった等の場合に、国民健康保険で傷病手当金を支給できるようにするための国民健康保険条例の一部改正です。

議案第34号は、後期高齢者医療保険においても疾病手当金を支給できるようになったため、福崎町において行う事務にその申請の受け付けを追加する後期高齢者医療に関する条例の一部改正です。

詳細については各課長が説明いたしますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第4 議案第31号 福崎町町税条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第32号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第4、議案第31号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第32号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

税 務 課 長 議案第31号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税や固定資産税等に係る特例措置等を講ずるよう地方税法、同法施行令など上位法令が改正されたことによるもので、令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されたため改正するものです。

議案第31号資料1ページをご覧ください。

主なものの概要をご説明いたします。左側、徴収の猶予制度の特例では、イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減している状況を踏まえ、地方税においても無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予適用ができる特例を設けるものです。特例の対象は、令和2年2月1日から納期限までの一定の期間において、収入が大幅に減少した場合について申請により徴収を猶予いたします。前年同期比おおむね20%以上の減や、一時に納付が困難と認められる場合に適用いたします。担保は不要で、延滞金についても免除となります。

右側の中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置につきましては、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減いたします。原則として、業種限定をせず、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の売上高が前年同期と比べて30%以上50%未満減少している方は2分の1、50%以上減少している方はゼロといたします。ただし、令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関等の認定を受けて申告をする必要があります。また、当該措置につきましては、令和3年度の課税分に限定いたします。

資料2ページ、新旧対照表をお開き願います。

第1条関係です。第10条の改正は、読替規定に新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例や先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する課税標準の特例を加えるものです。

第10条の2の改正は、中小事業者等が令和3年3月31日までに取得した生産性向上特別措置法の規定に該当する一定の家屋及び構築物について、新たな固定資産税が課されることになった年度から3年度の間は割合をゼロとするものです。

第15条の2の改正は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって、常用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を半年間延長するものです。

第23条第1項の追加は、徴収猶予の特例に係る手続等において申請書の提出があった場合、記載の不備や添付すべき書類の不備などの訂正等に関する提出期限について準用するものです。

第2項の追加は、徴収の猶予を受けた者が当該徴収金以外に新たに徴収金を滞納した場合、徴収猶予を取り消すことができることについて準用するものです。

資料3ページをお開き願います。

第2条関係です。第10条及び第10条の2の改正は、新たな改正により条ずれの整理を行うものです。

第24条の追加は、個人住民税所得割の納税義務者が政府の要請を受けて中止としたイベント等の一定の入場料金等払戻し請求権の放棄のうち、町民の福祉の増進に寄与すると条例で定めるものを一定の期間内に行った場合には、その価格に相当する金額の合計額の寄附金を支出したとみなすものです。

第25条の追加は、個人住民税所得割の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合にその適用期限を令和16年度分の個人住民税まで延長するものです。なお、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行します。

以上で、議案第31号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

平成27年に成立しました持続可能な医療保険体制を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律により、平成30年度から兵庫県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営と効率的な事業展開を図ることを目指した大きな制度改革から3年目を迎えました。

令和2年度の当初予算は、兵庫県が提示する標準保険税率を参考に財政調整基金を少しずつ取り崩し、負担軽減を図りながら非保険者には数年をかけて緩やかな負担増を求めていくという方針に基づき積算いたしました。

基金の取扱いについては、県営化後の将来負担の補填に充てるため2,000万円の取崩しを行い、1人当たり調定額約5,000円の増額改正を前提とした予算とし、3月議会において可決をいただいたところです。

今回の改正案の提案につきましては、感染症対策が終息したとは言えない状況であることは重々認識をしております。しかし、大きな制度改革以降、県内在住の国保加入者に係る保険税は同一所得、同一保険料に向けて進んでいる事実があります。今、少しでもお願いをしておかないと被保険者数減少の勢いや医療費の動向等により、次の年度以降大幅な増額で加入者に対する影響は大となる可能性が高く、やむなくこの判断に至ったところでございます。

議案第32号説明資料の1ページ、2ページをお願いいたします。

令和元年度の出納閉鎖を間近に控え、まずは国保会計の決算見込みのご報告をさせていただきます。当初予算作成時から、状況が幾らか変わってきております。

1 ページの歳入では、保険税は全体で59万円の増収となる見込みです。県支出金では、歳出における療養給付費が減額見込みであることから、約5,500万円の収入減となる見込みです。繰入金では、一般会計繰入金が259万円の減となる見込みです。歳入全体で予算現額に対し、約5,600万円の減収見込みとなりました。

2 ページの歳出では、大きな割合を占める保険給付費につきましては、先ほども申しあげましたとおり約6,500万円の減となりました。歳出全体で約6,700万円の減となり、収支差引額は約1,100万円となる見込みです。翌年度繰越金を差し引いて積み立てますと、令和元年度末では約7,300万円の基金残となる見込みです。令和元年度当初予算では、2,000万円の基金取崩しを行い、被保険者の負担軽減を図りました。今回、税率改正と併せまして上位法令の改正により、低所得者対策である国民健康保険税の軽減制度において軽減安定所得を見直し、軽減対象となる世帯の拡大を図る改正と課税限度額の改正も同時に行います。

これら今回の改正概要につきましては7ページから8ページにお示しをしておりますが、初めに税率改正の根拠についてご説明いたします。

まず4ページをお願いいたします。

こちらでは基礎課税分についてお示ししております。左上段(1)税率等をご覧ください。

左の列には現行税率、右の列には改正案の税率をお示ししています。所得割現行税率6.3%を改正案6.4%に、均等割2万3,500円を2万5,600円に、平等割1万7,000円を1万7,900円に改めます。賦課限度額も61万円から63万円に2万円増額いたします。

次に、右側(2)基礎数値をご覧ください。

こちらは令和2年4月1日現在の基礎通知をもとに年度平均値を計上しています。被保険者数は3,670人、世帯数は2,320世帯です。

次に、その下左側をご覧ください。

積算内訳と題した表の合計額が、ア現行税率で試算した場合の調定見込額で2億1,711万7,000円となっています。中央部分は、イ改正案の税率で計算した場合の調定額は2億2,628万6,000円となりました。この調定額の差は、一番右側の表、ウ比較の合計欄の916万9,000円となります。

それぞれ一番下の表をご覧ください。

1世帯当たりの調定額及び1人当たりの調定額をお示ししています。現行税率では1世帯当たり調定額は9万3,585円、改正案では1世帯当たり9万7,537円となり、その差は3,952円となっています。

次に、現行税率の1人当たり調定額は5万9,160円、改正案は6万1,658円となり、その差は2,498円です。

次に、5ページをお開き願います。

こちらでは、後期高齢者支援金等課税分についてお示ししています。4ページと同様に、一番右の表が現行税率と改正案を比較した表となり、164万7,000円が調定見込額の差となります。

一番下の表をご覧ください。

先ほどと同様、1世帯当たりの調定額及び1人当たりの調定額をお示ししています。1世帯当たりでは710円の増、1人当たりでは449円の増となってい

ます。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらでは介護納付金課税部分についてお示ししております。4ページと同様に、一番右の表が現行税率と改正案とを比較した表となり、146万円が調定見込額の差となります。

一番下の表をご覧ください。

同様に1世帯当たりの調定額及び1人当たりの調定額をお示ししております。1世帯当たりでは1,825円増、1人当たりでは1,553円の増となっています。

ここで資料4ページにお戻りいただき、一番右下に記載しております医療分、後期高齢者支援分、介護保険分と記載してある表をご覧ください。

こちらは4ページから6ページにわたる医療分、後期高齢者支援分、介護保険分の差額の合計をお示ししております。国保会計全体では、1世帯当たり調定額は6,487円、1人当たり調定額で4,500円の負担増となります。

次に、3ページをお願いいたします。

この表は4ページから6ページまでの試算をまとめたもので、前提として左上に記載のとおり令和2年度全体として、保険税軽減分を補填する一般会計からの保険基盤安定繰り入れ分と合わせ、収納必要額が3億7,920万円となります。これは、当初予算で繰り入れた財政調整基金繰入金2,000万円に被保険者の負担軽減のため、さらに1,000万円を上積みし、現行税率と令和2年度税率案により積算したものです。医療分、支援分、介護分それぞれを計算し、一番上の合計全体分で見ますと、上段、令和元年度税率のままでは、右から3列目、aプラスcマイナスAで約1,500万円の不足が生じます。この不足を補うため、医療分、支援分、介護分それぞれに案分し、太枠内にお示しをしております税率案で積算をいたしますと約25万円の増となり、この組合せが一番近く収納必要額に達したため、この税率を採用したものです。

次に、7ページ上段の表をお願いいたします。

4ページから6ページにお示しした改正案を表にしたものです。上段に改正後の税率または金額、下段には改正前の税率または金額を記載していますのでご確認をお願いいたします。

次に、下段の表をご覧ください。

税の軽減につきましては、所得基準が条件に該当している方について、均等割額、平等割額についてそれぞれの割合で軽減いたします。先ほど上段の表でお示ししましたが、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分のそれぞれの均等割額、平等割額が変更になるため、軽減額も変更となるものです。2行目には通常の税額、Aには7割軽減が適用されたときの軽減後の税額、Bには5割軽減が適用されたときの軽減後の税額、Cには2割軽減が適用されたときの軽減後の税額をお示しし、また上段に改正後、下段に改正前の税額をお示ししておりますのでお目通しください。

次に、8ページをお願いいたします。

1点目の課税限度額の改正につきましては、基礎課税分に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に2万円引き上げます。これにより生じた額で中間所得層の被保険者の負担軽減を図ります。

2点目の5割軽減、2割軽減の基準額の見直しの図は、前ページの下段の表の2列目、世帯の所得の金額の欄のB、5割軽減、C、2割軽減のところで2段書きしている部分を図で説明しております。軽減判定所得を5割軽減では1人当た

り5,000円、2割軽減では1万円増額することで改正後のグラフのように5割軽減、2割軽減の色の濃い部分が広がり、軽減の対象となる世帯が拡大します。7割軽減につきましては従来どおりでございます。

資料9ページにつきましては、国民健康保険運営協議会からいただきました答申書、資料10ページには保険税改正の推移をお示ししておりますのでご参照ください。条例の改正部分につきましては、資料11ページから15ページまでの新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用いたします。また、改正後の規定は令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたします。

以上で、議案第32号の説明とさせていただきます。

2議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第6 議案第33号 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第34号 福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第6、議案第33号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び日程第7、議案第34号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第33号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第33号資料の1ページをご覧ください。

今回の改正は、国民健康保険の被保険者への傷病手当金の支給に係る条例改正になります。傷病手当金の支給については、条例を制定して支給することができる任意給付となっており、これまで福崎町では支給の規定はありませんでしたが、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に、傷病手当金を支給できるようにするものです。

傷病手当金支給の概要ですが、支給対象者は国民健康保険の給与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱などの症状があり、感染が疑われる者です。

支給の期間は労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間で、最長で1年6か月とします。支給額は直近の3か月間の給与支給額の合計金額を就労日数で除した金額の3分の2の金額を1日当たりの支給額とします。感染するなどした場合であっても、給与等の一部を受けることができる場合、その給与額が傷病手当金より少ない場合はその差額を支給することとします。

今回の傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に感染などした被保険者を対象とするもので、特例的、時限的なものと考えられるため、附則に追加することといたします。なお、この条例は公布の日から施行し、支給開始日は令和2年1月1日から規則で定める日までとしており、議案資料1ページ右側の規則案の第3条にあります9月30日までの予定としますが、今後の状況により改正を行います。

議案資料2ページ、3ページに新旧対照表をお示ししておりますのでご参照く

ださい。

以上で、議案第 33 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 34 号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

先ほどの議案第 33 号、国民健康保険の被保険者への傷病手当金の支給と同じように、兵庫県後期高齢者医療広域連合におきましても、新型コロナウイルス感染症に係る被保険者への傷病手当金の支給について条例改正がなされたため、福崎町において行う事務にその申請の事務を追加するものです。なお、この条例は公布の日から施行します。

議案第 34 号資料に新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上、議案第 34 号の説明といたします。

両議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第 8 質疑

- 議 長 日程第 8 は、議案に対する質疑であります。
それでは、議案第 31 号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第 32 号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。
- 5 番 保険税等の県内一本化、統一に向けてということですが、それは何年度を予定されておるんですか。
- 健康福祉課長 まだ具体的な年度というのは決まっておりませんが、6 年程度をめどにということでは聞いておりますが、まだ具体的には決まっていないという状況でございます。
- 5 番 この問題についての、保険税の統一化なり決定の問題について、国会及び県当局の公式な言明はどのようになっておりますか。
- 健康福祉課長 すみません、もう一度質問のほうお願いいたします。
- 5 番 都道府県営化に伴う税の都道府県ごとの一本化なり、あるいは税率の決定についてはどこが決めるというふうになっておるのか。最新の国会答弁あるいは兵庫県当局の表明があればお聞かせくださいと言っております。
- 町 長 県の正式な表明というのはないというところだと思っております。
ただ、この事務局の間の中では、そういった県の統一化に向けてというような話は出ているやに聞いておりますが、正式な方針とかそういったものは出ていないという認識でおります。
- 5 番 国会及び県当局の正式表明は、保険税はあくまで市町村の専権事項であるということで、市町村で決めるべきということになっておるんです。しかも、一般会計からの繰り入れ等についても国会答弁でも認めるというふうになったまま変更はされていないというふうに私は昨日現在の調査でも承知をいたしております。
したがって、それらに、公式表明に反するような県の指導がやられたのなら、何年何月何日、いつ、どこで、県の誰からそういう指導になっておるのかお聞かせください。
- 町 長 ですから、県の正式な表明というのはないという認識でおりますということをお答えさせていただきました。

5 番 それなら県の統一化に向けてなどという説明は間違っておるのではないんですか。

それでは、県下の市町の保険料の一覧表の提出を求めます。資料にはついておりません。あるいは、毎年議会にも示していただいております姫路市及び神崎郡の比較表等がございましたら提出いただきたいと思います。

議 員 議員がおっしゃいます中播磨県管内の税率表でございますが、令和2年度分につきましては、他の3市町につきまして7月課税でございます。この段階でまだ決定をしていないという状況でございます。ですので、令和元年度のものでよろしければそれを今からここで発言させていただこうと思いますが、それでもよろしいでしょうか。

それでは、令和元年度の税率になりますが、まず姫路市でございます。医療分につきまして所得割が6.6%、それから均等割が2万4,760円、それから平等割が1万6,430円・・・。

議 員 長 答弁の途中ですけれども、小林議員。

5 番 書ききれませんので、コピーして提出をしていただきたいと思います。

議 員 長 暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時11分

再開 午前10時27分

◇

議 員 長 会議を再開いたします。

議 員 長 お手元に先ほど申し上げました中播磨管内の令和元年度の税率表をお示ししております。

まず、一番左の医療分で見えますと、姫路市が、所得割が6.6%、均等割2万4,760円、平等割が1万6,430円でございます。神河町につきましては6.44%、2万1,900円、1万6,500円という状況です。市川町につきましては、所得割6.00%、均等割2万3,800円、平等割が2万円、福崎町につきましては、所得割6.3%、均等割2万3,500円、平等割が1万7,000円となっております。後期分、介護分につきましては記載のとおりでございます。

5 番 これは税別表であります。肝心は1世帯当たり、1人当たりで幾ら払うかという金額なんですね。これは税率と言いましたので、それしかついていませんが。今回はね。従来、議会に出していただいておりますのは、保険税の税率とともにこの金額ですね、1人当たりの調定額、あるいは1世帯当たりの調定額、一般会計からの1人当たり繰入額というような表が出ておるんですよ。

ここにある、昨年いただいております30年度ということで見ますと、税率については似たような印象もあるかと思いますが、税額で見ますと1世帯当たりで福崎町は14万9,800円、約15万円ですね。あと姫路市が13万125円、神河町が14万3,000円、市川町が13万円というふうに、福崎町が断トツで1世帯当たりでも1人当たりでも税額が高いんですよ。30年度ですけどね。

この高いところがさらに上げる。なぜ福崎町が高いのかということ、1人当たりの一般会計からの繰入額も姫路市が4万3,252円に対して福崎町は3万7,535円、市川町が3万9,747円というふうになっておりまして、福崎町が一般会計からの繰入金も少ないんです。ですから福崎町の場合、高くなっているという、そういうのが今まで議会に提出されております資料からでも読み取れま

す。

今配られましたこれは元年度ですが、この中で今年度値上げを予定しておるのが、福崎町のほかにどこかあるんですか。

税務課長 現在のところ、まだ確定ではございませんが、姫路市につきましては値上げの予定と聞いております。神河と市川については据え置きというような状況を聞いております。

5番 私も郡内については据え置きというふうな状況だというふうに思いますが、いづれにしても、姫路市も一般会計からの繰入金は福崎より多いという、そういう状況で、守っているということになります。

いつも言うことですが、最終補正予算に比べて結局、決算に近い数字、この5月で見ると、いつも最終補正よりもお金がたくさん余ってくるというそういう傾向はずっと長いこと続いております。支出をたくさん見積もっているということからこんなことになるんだと思うのですが、僅か3か月間だけの見積りをやるのに、毎年毎年こんなふうな傾向は改めていただかなければならないと思うんです。今年も最終補正では6,000万円残るだろうということが7,300万円残ることになるとるんですね。

ですから、そんな状況ですから、当初予算で6,000万円残る段取りで2,000万円取り崩すつもりであったのを、残高が増えた分だけさらに取り崩して、コロナ対策ということも含めて考えれば、値上げをしなくても済むじゃないですか。そのように思うんです。

先ほど言いましたように、この県下統一の話からこの税率の話までいきましたけど、県下統一などということはなかなか、各市町の抵抗やそんなことがあつてなかなかできないと思いますよ。進まないと思いますよ。それが証拠に、加西市はこの3月に子どもの均等割をゼロにしたじゃないですか、なしにしたじゃないですか。加西市だけ特別に県がお金をくれるんですか。そんなことないでしょ。それでも加西市独自の施策で子どもの均等割をゼロにしたじゃないですか。加西市でそういうことがやれて、福崎町はなぜそんなことがやれないんですか。

町長 福崎町の状況を説明させていただきますが、福崎町ではできないんです。大きな話でさせていただきますと、現行税率での不足額、令和2年度での不足額なんですけれども、4,500万円不足しております。昨年は2,000万円の取崩しをするという予算を組ませていただいて、その2,000万円の中で納まることができました。けれど今年は4,500万円足りないんです。

当初は2,000万円を取り崩すという予算にしておりました。あと2,500万円足りません。コロナのこともあります。大変な方が多い。そういった中でどうしていこうかということ考えたときに、苦しんでおられる方々が多い、1,000万円は上乘せしよう、3,000万円を取り崩そう、けれども、あと残りの1,500万円は、大変私も心苦しいんですけれども、被保険者の皆さんにお願いをしていこうということで、このたびの提案をさせていただいているものでございます。

先ほど、他の町では値上げをしていないじゃないか、いろんな施策をしているんじゃないかというお話がありましたけれども、そういった市町は結構な基金をもっておるんです。基金を取り崩してそういった施策に結びつけております。けれども、福崎町は基金が本当に少ないんです、ないんです。昔あったときもありました。けれども、ちょっと説明させていただきますと、この資料10ページをご覧くださいと思います。

国保税率の推移なんですけれども、平成24年度、25年度を見ていただきま

すと、1人当たりの調定額9万2,416円、9万2,032円、1人当たりこれだけほどもらっていた時期もあるんです。そして元年度、2年度は9万1,657円、9万4,000円、ちょっと高いですけども、まあまあ24年、25年の辺りであります。このときにどんな議論がされたか。基金をようけ持つってのはあかんと、皆に還元せなあかんと。安くできるんやったら安くしようということで、税率を下げて、ずっときました。その間に基金はどんどん少なくなっていくわけですよ。

ですから、それを、24年、25年のままの税率で置いておれば、今の、大変今、医療費が上がってきております。医療費が上がってきてもまだまだ基金が残っているということで、基金を充当しながら少しずつ負担をしていただけたというふうなようになってきたんかもしれませんが、もう基金を取り崩してもやっぱり税率を少しでも安くしていこうという方針で、平成26年を見ていただきますと分かりますように、1人当たり1万円ぐらいの税率改正をして税率を安くしているというふうな状況でございます。

その後、見ていただきましたら分かりますように、平成26年度に税率改正して安くしたんですけども、そのときの医療費が1人当たり24万3,000円です。今、2年度はあれとしても、元年度を見ましても30万円を超えております。この上昇率といいますと、27%ぐらい医療費が上がっているというふうな状況になっております。ですから、大変心苦しいんですけども、少しずつ基金を取り崩しながら、住民の皆さんの負担を軽減しながら、やはり税率を少し上げさせていただくということは、私は福崎町の置かれた状況としては苦渋の選択ですがやむを得ないというふうに考えております。

5 番 提案されたんですから、その提案に合う説明をされるんだろうとは思いますが、県下統一だとか、県がとか言われますから、じゃあ横並びはどうなんだというふうなこともお聞きしたいわけですよ。近隣の町が福崎町より安かったり、あるいは子どもの均等割を無料にしたりしておるのに、住民のレベルから見れば、住民の目線から見れば、福崎町は何だということになるじゃないですか。もっと住民の生活にしっかりと目を向けるべきじゃないんでしょうか。

昨年いただいております所得構成から言いますと、医療と支援分で、年間所得ゼロが約40%、それを含めて100万円以下が70%を占めるという国民健康保険なんですよ。そういう保険の中で様々な理由を言いながらも値上げを続けるということは、しかも今年はコロナの問題があるんですよ。感染症の問題が。みんな大変なんです。国保に入っておられる方々は特に影響を受けやすい、そういう階層なんですよ。周りの経費もたくさんいってまいります。

そういう状況の中で、このような値上げをやるというのはあまりにも住民の目から見れば町民を思う心がないのではないかというふうに思うんですよ。私は子どもの均等割の無料化などは、社会保険の場合は扶養家族で上がらないわけですから、国保税が高くなることの一つは均等割があるからです。1人当たり幾らがあるからです。子育て政策ということからいって、社会保険と国民健康保険と平等の取り扱いをしようと思えば子どもの均等割はなしでいいし、子育て支援として一般会計でその分をもったらいいいじゃないですか。それこそ町としての子育て支援、あるいは平等ということになるんじゃないでしょうか。その平等という観点なり、経営管理がちょっと違っておるんじゃないかというふうに思うんです。もっと住民の目線で、住民の立場から考えてどうかという、そののところに立っていただきたい。あくまで経営をする側としての理屈ばかり言わないで、町民の生活というレベルから町民目線で考えていただきたいと思うんです。ぜひ

考え直していただきたいと思えますよ。

このごろずっと回っておりますと、国保に入っておられる方々、高齢の方で国保に入っていて5万円ほどの年金で家賃を払い、このコロナの中で孫の面倒を見ておられる、仕事にいきたいがちょっと病気もあるし、なかなか孫の面倒もあって仕事にいけないという、そういう状況の中で、契約をしておる家の更新時期がきて、年金が少ないから出て行ってくれというふうに言われているというふうな相談も受けましたよ。そのような深刻な状態に国保の加入者は今あるんですよ。そういう人たちの顔があなた方見えてますか。そういう人たちの顔を思い浮かべながら、姿を思い浮かべながら、この施策をやってほしいと思うんですよ。どうですか。

町 長 今の質問にお答えする前に、福崎町の基金の保有状況について改めてご説明させていただきます。2ページをお開きいただきたいと思えます。

この一番下のほうのところなんですけれども、基金保有状況というところがございまして、今、基金の保有額は6,197万9,000円でございます。そして元年度、その上側のところの差引きいうところを見ていただいたら1,106万9,000円というところがあると思えます。ですから、それらを合計しますと7,304万8,000円の基金が残ることになります。

そして、令和2年度の予算で、2,000万円に加えて1,000万円ということで3,000万円を取り崩すということを言いました。それと、この元年度で県からもらい過ぎの分があるんです。償還の分が754万4,000円、これは毎年精算されていくものでございまして、これは今年は754万4,000円ということでありまして、実質の基金の残高は3,550万円しかございません。今年が4,500万円足らなかった。そして1,500万円分の税率は上げさせていただきたいということをお願いしたということでありまして。来年の医療費がどうなるか分かりませんが、もっと上がるかもしれません。そういったことにもつないでいかなければならないということでありまして。

福崎町の保有基金は大変少のうございます。この状況は、昔そこそこの税率をいただいていた。けれども、もらい過ぎやったらあかんやろと、還元せなあかんやろということで税率を下げさせていただいて、ずっと辛抱、この財政調整基金を利用しながら税率を低く抑えてきたといったことで、もう正直申し上げまして基金は枯渇しているような状況でございます。私自身は来年の予算を組むのに大変どのように組んでいったらいいのかなというような心配をしているところでございます。

コロナで一番こういう生活弱者の方が多く加入されている国民健康保険を助けてやれないかと、そういう気持ちはないんかというふうなお話がありますが、私も本当は思いとしては助けたいんです。みんな、全住民の皆さん、困っておられる全住民の方を助けてあげたい、そういう気持ちは当然もっております。

このコロナのことに关しますと、コロナウイルスでお困りの方につきましては、国保税を全部または一部を減免する仕組みが作られております。このことにつきましては、民生まちづくり常任委員会で資料をお示しして説明させておりますので、国保税は相当安く、低く抑えられることになります。これは収入が3割以上減った場合というようなことになりますので、そういったことも活用していただきたいということで周知に努めてまいりたいと思えます。

それともう一つ、皆さんにお願い、お伝えしたいことが、この国保会計のことだけを考えるんじゃなしに、このコロナ対策におきましては国、県、いろんなほかの施策も含めて、いろんな対策をやっけていこうとしているということなんです。

特別定額給付金もあります。そんなんは大したことじゃないやないかというようなお話もあるかもしれませんが、国も、県も、そして町も、みんな力を合わせてこの危機を乗り越えていこうということでもありますので、この国保だけがどうこうということじゃなしに、全体としてその危機を乗り越えていこうという施策を、国や県も、町も、うっております。

それから、それに加えて、今申し上げましたように国保税の全部または一部を減免するという施策もしておりますし、国保税は町税でありますので、猶予をするというようなことも今回提案させていただいているところでございますので、その辺のところはどうかご理解をいただきたいと思います。

5 番 国保税の減免の関係、国から示されております資料では3割減ということなんです。その3割減の証明がなかなか取れない、該当する人は本当に困っている低所得の人たち、あるいは所得のない人たちは該当してこないということになるんです。そういうことも含めて考えていただかなきゃならんと思うんです。

国保税対策としては、新聞紙上で市川町は児童1人当たりの1万円支給したとか、高校生、大学生、専門学校生などに1人2万円支給したとか、こんなふうにし川町の例が書かれておる。そうすると福崎町は何をしてくれるんだと、そんな中で国保税の値上げかということになるんですよ。他の町に比べてそういう点が非常に今、町民の間からコロナ対策としても言われております。そんな中で引き上げということですから、私はこれは、今回はもう値上げはしないということが最も妥当な福崎町の意味決定だというふうに思っております。私ばかりなんですので、一旦終わりますけれど、そういう、本当に心をもってほしいと思っています。

基金のことだけ数字を言わずにいろいろ言われましたけれど、基金が福崎より少ない町や市はもっとほかにありますよ。1人当たりで言えば、基金のない市町村は確かにもっとたくさんあるはずですよ。そんなデータも何も示さないで、福崎町は少ない、少ないと言われても、その証拠を出せということになるんです。過去にずっと出てきた資料で、記憶では、福崎町より基金の少ない町、ほとんどない町、いっぱいありました。

以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第33号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第34号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いたします。

日程9 討論・採決

議 長 日程第9は、討論・採決であります。

この際、お諮りいたします。

議案第31号、福崎町町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第34号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号から第34号までの4件については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第31号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。

議案第31号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に対する反対者の発言を許可いたします。

5番 議案第32号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場を表明させていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険の基本であり、その精神は社会保障であります。加入者は高齢化、無職、非正規雇用者など低所得層が増えております。病気になる率も高く、社会保障としての役割はますます大きくなっておるのであります。福崎町の場合、所得ゼロ世帯が40%、それを含んだ100万円以下の世帯が70%を占める状況であります。

今年の税の申告からも、資料にありますように、総所得が減少しています。まして、コロナで経済活動が止められ、国保の加入者には直接的に大きな影響が広がっております。町内には70歳で僅かな年金で病気と闘いながら主人の面倒を見ておる人、小さな店を親子で営み、しかし、コロナで3月以来売上げが大きく減少している中、必死で毎日の仕事に向き合っておられる町民があります。国民健康保険はそんな町民の命綱なんです。

引き上げ案の内容は世帯の平等割と1人当たりの均等割に偏っており、生活を直撃するものであります。令和元年度決算見込みによる基金残高は、最終補正予算よりも多くなっています。この時期、基金を使い、値上げは避けるべきであります。加西市では、子どもの均等割を廃止しました。福崎町は県の指導を強調しますが、同じ兵庫県内です。住民の生活を守ろうとする意志の強さの差と評価されるでありましょう。1人当たりの一般会計の繰入金も姫路、神河に比べて少ないのではないのでしょうか。

地方自治法では第1条の2で住民の福祉の増進を図ることを基本とするように、自治体に求めております。住民生活に思いをはせ、寄り添う姿勢が必要ではない

でしょうか。

以上、国保税の引き上げ中止を求めて討論といたします。

議 長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。
8 番 議案第32号について、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各支援が行われているこの時期であります。税率をしなくてもよいのであればいいのですが、やはり国保の財政運営の安定を図るため、賛成の立場から申し上げます。

国民健康保険事業は、国民皆保険体制の基礎となる社会保障制度であります。高齢者や低所得者層を多く抱えていることや、年齢構成が高く医療費水準が高いことなど、構造上の課題を抱えていることは周知のとおりであります。このような課題に対し、将来にわたって国民皆保険制度を今後も安定して維持していくために、平成30年度に大きな改正がなされたと思っています。

兵庫県が財政運営の責任主体として事業運営の役割を担い、県内市町と一体となって同一所得、同一保険料を目指した取り組みを進め、3年目を迎えているところであります。国保加入者の皆様の負担が増えずに済むことが何よりですが、国の制度のもと、また県内での一体的な取り組みを推進していく体制の中で、本町も定められた方向で役割を担っていく立場にあるのではないかと思います。

基金からの繰り入れは、令和2年度当初予算の額にさらに上積みし、加入者の負担増をできるだけ抑えるよう、今回の税率案が提案されています。加入者の減や医療費の増加傾向が続いている中、急激な負担増とならないよう十分配慮し、慎重に取り組んでいただくことで賛成討論といたします。

議 長 次に、原案に反対者の発言を許可します。

他に討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第32号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第33号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。

議案第33号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第34号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。

議案第34号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第34号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、第490回福崎町議会臨時会の日程は全て終わりました。

よって、本臨時会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、第490回福崎町議会臨時会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご参集を賜り、本臨時会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただき、また議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、議員活動と町政発展のためにご精励を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

最後に町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

町議長 第490回福崎町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言、お礼を申し上げます。

本臨時議会におきまして提案させていただきました4議案を全て可決していただきまして、ありがとうございました。

とりわけ議案第32号につきましては、国民健康保険税の税率の上げさせていただくもので、私としても苦しい決断でありました。けれども、国の制度のもとで、県との役割分担の中で、本町の、本町としての判断をさせていただいたと思っております。私は健全な国保事業の運営をしていくということが、ひいては国保の被保険者を大切にする、守っていくということにつながっていくんだというように思っております。人の命と暮らしを守ることは大事でありますし、しかし同時に国保財政の健全化ということも大事であります。これらのことは、国全体の社会保障をどのようにしていったらいいのかということ、国や県のほうでももっともっと議論を深めていただきたいというようにも思います。

6月に入りますと定例議会が始まります。農繁期の最中ではありますが、お元氣でご出席を賜りますようによろしくようお願い申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前 11時07分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和2年7月

福崎町議会議長 北 山 孝 彦

福崎町議会議員 石 野 光 市

福崎町議会議員 前 川 裕 量